

## 新入会員紹介

## 新しい仲間

## PRコーナー

株式会社LifeTie  
遺品整理・生前整理

代表取締役 岩本大輝

210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル4階

フリーダイヤル：0120-961-177

ホームページ：<http://www.lifetie.co.jp>

電話：050-5306-1242

業種：遺品整理、生前整理、残置物

Email：[info@lifetie.co.jp](mailto:info@lifetie.co.jp)

昨今、日本における社会問題で核家族化、熟年離婚、孤独死、孤立死など様々な問題が深刻化しています。深刻な社会問題が多くなっている現代だからこそ何かお力になれる事はないかと思い、株式会社LifeTieを設立いたしました。

「故人様、ご遺族様の大切な想い出を次の世代に繋げる、あるいは残したい」新たなスタートを切るお手伝いができればと、想いを大切に使命感を持ち日々整理業をさせていただいております。

会社名にした「LifeTie」の意味はLifeは生命・生活、Tieは結ぶという意味を持ちます。

「故人様の生きた証、そして想いを大切にご遺族様へ継承する」そんな想いが込められています。

何かございましたらお気軽にご相談ください！



## 外国人留学生のアルバイト給与の源泉徴収 ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 舟田 浩幸



**リサ** この度、外国人留学生をアルバイトで雇用することになりました。留学生のアルバイト給与はどのように源泉徴収すればよいでしょうか。



**サキ先生** 外国人留学生が、所得税法上の居住者に該当するか、非居住者に該当するかによって異なります。



**リサ** 居住者と非居住者はどのように区分したらいのですか。



**サキ先生** 外国人留学生の場合は、学業の習得のために日本に継続して居住することが必要な期間が1年以上あれば居住者、1年未満あれば非居住者になります。



**リサ** 居住者と非居住者では、源泉徴収の方法はどう違うのですか。



**サキ先生** 居住者の場合は、日本人従業員と同様「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収します。非居住者の場合は、20.42%の税率で所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。



**リサ** どこの国からの留学生でも同じですか。



**サキ先生** 日本は多くの国と租税条約を締結しています。留学生の国によっては、日本との租税条約の規定によってアルバイト給与が免税になる場合もあります。この場合は留学生が入国日の日以後最初にア

ルバイト給与の支払いを受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」に在学証明書を添付し、給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば源泉徴収の必要はありません。例えば、中国との租税条約では、アルバイト収入が生活費や学費程度であれば免税ですし、韓国との租税条約では、金額・年数の上限はありますが免税です。免税となる条件のある租税条約や、免税とならない租税条約も多くありますので、適用となる国との租税条約の規定を確認する必要があります。

なお、租税条約が適用できる留学生は、学校教育法第1条に規定する学校の学生ですので、日本語学校等の場合は租税条約の免税の適用ができませんので注意が必要です。



**リサ** 「租税条約に関する届出書」の提出ができないかった場合はどうすればよいですか。



**サキ先生** 「租税条約に関する届出書」の提出がない場合は租税条約の適用ができませんので源泉徴収をする必要があります。ただし、留学生が、後日、在学証明書を添付した「租税条約に関する届出書」とともに「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば、納付済の税額の還付を受けることができます。

**筆者紹介** 舟田 浩幸（ふなだひろゆき） 東京国税局 調査第一部 外国法人調査第3部門 主査、同局調査第四部国際税務専門官（移転価格担当）、渋谷税務署 国際税務専門官（所得税担当）、芝税務署 国際税務専門官（源泉所得税担当）などを経て、平成28年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。